

知って得する助成金等

# 労務管理セミナー



昨今の中小企業を取り巻く厳しい環境下において、経営資源の確保はもとより、賃金制度や労働時間、安全衛生管理等の企業体制の見直しが重要です。

本セミナーは、この労務管理の改善等のために活用できる各種助成制度などについて、専門家から幅広く説明します。是非、ご参加ください。

**主催：埼玉県最低賃金総合相談支援センター**（公益社団法人埼玉県雇用開発協会）

※埼玉県最低賃金総合相談支援センターは厚生労働省埼玉労働局の委託事業です。

**後援：公益財団法人埼玉県産業振興公社**（埼玉県よろず支援拠点）



開催日時等	<b>第1回</b> <b>平成30年2月6日(火)</b> 午後1時30分～午後4時 場所：熊谷商工会館 大ホール(2階) 熊谷市宮町2-39
	<b>第2回</b> <b>平成30年2月8日(木)</b> 午後1時30分～午後4時 場所：東松山市民文化センター第1会議室(1階) 東松山市六軒町5-2

カリキュラム	13:30～13:35	◆主催者挨拶等
	13:35～14:30	◆労務管理に役立つ助成金等について(埼玉労働局)
	(休憩)	
	14:40～15:30	◆人に選ばれる企業のポイント(埼玉県よろず支援拠点)
	15:30～15:40	◆最低賃金総合相談支援センターについて
	15:40～16:00	◆個別相談会(希望者のみ)

**申込み先** **埼玉県最低賃金総合相談支援センター** 電話 **0120-310-394**  
 さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4階A号室 FAX **048-767-3725**

《お申込み方法》以下の必要事項を記入のうえ、FAXにて**048-767-3725**までご送付ください。

申 込 書		
参加会場	第1回 熊谷会場 ・ 第2回 東松山会場 (どちらかに○を付けてください。)	
事業所名		
住所・電話番号		
参加者氏名	(役職) (氏名)	個別相談の希望
	(役職) (氏名)	有り・無し・未定

# 埼玉県最低賃金の最

(平成29年度)

埼玉県最低賃金		時間額(円)	発効日
埼玉県内で働く全ての労働者(特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。)に適用されます。		871	29.10.1
<b>特定(産業別)最低賃金</b>			
<p><b>非鉄金属製造業</b> 非鉄金属製造業(非鉄金属第1次精練・精製業、非鉄金属素材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれららの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)</p>	904		発効日
<p><b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業、又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</p>	909		発効日
<p><b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具製造業(産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。))及びこれららの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)</p>	918		29.12.1
<p><b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)</p>	917		
<p><b>各種商品小売業</b>(※参照) 各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)</p>	29.9.30まで849 29.10.1から <b>871</b> (※参照)		28.12.1
<p><b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</p>	916		29.12.1

○最低賃金の対象となる賃金には、精進手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

○著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の減額の特例許可金額が適用されます。

※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の取り扱いについて

埼玉県最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。従って、平成29年10月1日以降は、「各種商品小売業(時間額849円、平成28年12月1日発効)」が適用される労働者については、埼玉県最低賃金の金額(時間額871円)以上の賃金を支払わなければなりません。